

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第10回）

1. 日 時 平成29年10月3日（火）15:00～17:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，  
金野委員，齊藤委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，  
原田委員，半田委員，藤田委員（計14人）  
文化庁 中岡文化庁次長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化  
庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，  
圓入美術学芸課長，植木伝統文化課文化戦略官，軸丸文化財保  
護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，  
村上文化庁地域文化創生本部研究官（計10人）
4. 議事等

【山本調査会長】 皆様，こんにちは。定刻になりましたので，ただいまより第10回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。皆様におかれましては，御多忙の中，毎回毎回勤勉に出席していただきまして，ありがとうございます。かつ，本当に充実した意見を出していただきまして，ありがとうございます。何合目ぐらいまで登ったのかよく分かりませんが，まだまだ先がありそうですので，息切れしないように議論を積み重ねていきたいと思ひます。

本日は，中間まとめのパブリックコメントも終わったということでございますけれども，本日から中間まとめにおいて更なる詳細な検討が必要である事項について議論を深めていきたいと思ひます。

今回は、市町村が策定する、地域における文化財の総合的な保存及び活用に関する基本計画、いわゆる基本計画と、それから地方公共団体における文化財保護事務の所管に関する議論を行いたいと思います。

まず、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。また、さっき申し上げましたように、パブリックコメントの期間が終わったということですので、その状況などについても併せて御報告をよろしくをお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様、毎回御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の配布資料の方を確認させていただきます。配布資料ですが、資料は1番から8番までございます。資料1番、2番、3番と縦の紙、それから資料の4番が横のカラー刷りになっています。それから資料の5番、6番も縦、それから7番が1枚の両面刷り、それから資料の8番までとなっております。審議会の先生方に関しましては今回から参考資料をファイルの形で机上配布資料でお配りさせていただいております。この中に審議会の設置紙、それから基礎資料、また中間まとめに関しても挟み込ませていただいております。それから、地域の実例として、幾つかの市町村がお作りになりました歴史文化基本構想を参考事例として入れております。もし足りない分がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

また、中間まとめでございますが、9月29日をもちまして30日間のパブリックコメント期間が終了になりました。大変たくさん御意見を頂戴することができました。おおむね160件程度集まりました状態でございます。現在、事務局の方で整理させていただいております。整理でき次第、内容につきまして発表させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、本日かなり中身多くなってございますけれども、前回まで御議論いただきました文化芸術推進基本計画、これに関しましては先生方からもメール等でも御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日できれば御説明したかったのですが、ちょっと時間の関係で難しそうなのですが、資料の8番としてお配りさせていただいております。これ、文化政策部会の方に発表するということになっておりまして、その日程が10月13日となっておりますので、またお目通しいただきまして、もし何か御意見の反映の仕方が少し違うとか、気になるところがございましたら、またお知らせいただければと思います。

以上です。

【山本調査会長】 今もお話ありましたように、資料8については10月13日に文化政策部会で報告するというございますので、大幅に先日の議論を取り入れていただいておりますけれども、御意見がありましたらまたメール等で事務局にお知らせいただきたいと思ひます。

それでは、議事に移らせていただきます。

中間まとめにおいて、引き続き詳細な検討が必要とされた事項のうち、まず、地域における文化財の総合的な保存及び活用に関する基本計画について議論したいと思ひます。資料1でございますけれども、大部になるということになっているようございますので、全体を二つに分けて、最初は基本計画の趣旨や記載事項について、その後、都道府県の役割と国の認定について、二つに分けて議論したいと思ひますので、御了解いただきたいと思ひます。それでは、資料の説明、よろしくお願ひいたします。

【菅野传统文化課課長補佐】 それでは、資料の1番を御覧いただければと思ひます。今回、資料として、基本計画の関連、それから文化財保護の所管の関連ということで出させていただいております。10月も頻繁に会議、開催予定ありますけれども、今回が基本計画と、それから所管の件で、また次回以降に民間とのパートナーシップや個別の保存活用計画と、それぞれテーマを絞りまして1回ずつ審議していけたらと思ひてございます。

本日はこの資料1番が基本計画に係る資料でございます。最初に「より詳細な検討を加えるべき事項」と書いておりますけれども、これは中間まとめの中で、今後検討が必要であると書かれた事項を整理させていただいたところでは、基本計画の概要についてということで、計画への記載事項や計画の期間、都道府県の役割、国による計画の認定というところでは、例えば認定の要件ないしは認定された計画に即して市町村が主体的に取組を促進されるような仕組み、その際の国の指導等の必要な措置ということでございます。注記しておりますけれども、検討すべき点、多々あるかと存じますが、基本計画につきましては、国が指針を策定しまして、原則的な考え方を示すことと中間まとめの中で記載されております。制度化に向けまして大枠を詰めつつも、具体的な部分は指針を検討する中でも更に議論を詰めていくことが今後必要になってくるということが注意書きの1点目。また注意書きの2点目、中間まとめでは、基本計画の趣旨に沿うような民間の活動を積極的に位置付けようという内容を含んでいただいておりますけれども、この位置付けについては次回検討したいと思ひております。

2番,計画記載事項など基本計画の概要についてでございます。これまでの議論の中では、地域に所在する文化財の現状を的確に把握し、計画的・継続的に保存・活用に当たることが重要であるといったようなこと、またこれが災害時の対応という点でも非常に有効なものだというような御意見を頂いております。また併せて、市町村合併といった際にもかなり有効なものとして機能すべきようなものになるようにという御意見もございます。

基本計画の趣旨、改めましてですが、地域において文化財の現状を改めて確認して、地域における文化財の意義であるとか今後の保存・活用の方向性ないしは必要な方策、こういったことについて関係者間で共通認識を持てるようなものということで検討しております。

記載事項についてでございますけれども、地方公共団体の先行事例、複数の地方公共団体の担当職員の方々から御意見を募るなどいたしまして、事務局にて暫定的に整理を行ったものでございます。その際に、歴史文化基本構想を参考といたしまして、更に具体的な取組を含めた行動計画として発展させるようなイメージで、対象とする文化財類型を問わずに、各市町村単位で域内に所在する文化財について総合的、そして中長期的に取組の方針やその内容を記載するといったことを意識して整理させていただきました。その中で、地方公共団体の職員の方々にもいろいろと御意見を伺う中で論点としてありましたのは、理想的な記載事項は整理しつつも、事務体制など実現可能性も考慮して、計画への記載を必須とすべきラインというのは改めて整理が必要ではないかといったようなこと、また計画期間についても考え方の整理が必要ではないかといったようなことがございました。

それでは早速、2ページ目を見ていただけますでしょうか。計画の記載事項のイメージということになりますけれども、策定の目的、これは地域が取り組むべき方向性。計画の位置付けや計画の期間。域内に所在する文化財の把握調査。これに関しては住民の方々の協力を得て行うといったようなことを想定しております。域内に所在する文化財の現状や特性、そして課題。文化財の保存や活用の基本的な方針。これは基本的な理念をうたうところ、ないしは取り扱うべき対象の範囲などといったようなことが含まれ得るのかと思います。保存・活用のために必要な措置。この中には市町村の必要に応じて多様なことが記載されていくことになるかとは存じますが、例えば指定等に向けた調査の実施の方針であるとか、防犯・防災対策をどのように行っていくかといったようなこと。また、目録やデータベース等をどのように管理していくかといったようなこと。文化財の修理や整備、こういったものをどうしていくか。これは当然、文化財に関しては所有者の方々が主体になる

というものでございますけれども、例えば自治体所有のものを中心として修理や整備の方針を立てて、その下のアスタリスクですけれども、所有者による維持管理、修理、整備、こういったものにどうやって地域としても支援していくかといったようなことを書く。また、学校教育や社会教育に関する取組としてどういったことがあるか。普及啓発、それから地域振興、こういったような活用をどのように図っていくかというような方針などといったことがあり得るのかなと思います。また、その下は体制の整備ということでございます。体制という中には、一つは行政内部の体制、そして体制ということのセットで人材の確保や育成。例えば職員の配置や配置した職員の専門性の向上、行政の内部ということなので、文化財部局のみならず、他の部局との連携をどう図るか。博物館等の施設とどのように連携していくか。また、景観・地域振興など関連の分野、関連計画との関係性の整理や、災害発生時の対応の方針、これに関しても一項目立てる必要があるのではないかと。また、関連法令、条例、規則等を整理すること。また、関連文化財群、保存活用区域等、これに関しては歴史文化基本構想の中で関連する文化財というのを整理するというときに考え方として関連文化財群というものを置いておりますけれども、こういった内容。また、総合把握した際の把握した文化財のリストであるとか地図、こういったもの。これに関しては、全てを公開するという事はなかなか難しい可能性もあるといったこともありまして、そのあたりはまた要精査なのかもしれないと存じます。

その下に、歴史文化基本構想については技術指針というものを策定させていただいておりますけれども、その中では記載事項をどのように扱っているかということをお紹介しております。大体上の方に書いた内容に吸い上げておりますけれども、目的や位置付け、それから特徴、把握の方針、保存・活用の基本的な方針、それから5番、6番、7番が選択的な記載の事項となっていて、先ほど申し上げました関連文化財群の考え方、そして歴史文化保存活用区域の考え方で、7番、保存活用（管理）計画の考え方、これは歴史文化基本構想では選択的項目でございましたが、今回は構想を計画にということでございますので、7番のイメージは上の計画記載事項の中に少し入れております。保存・活用のために必要な措置というところがこの計画の考え方と重なってくるかと思っております。8番が体制の整備の方針といったようなことになっております。

続きまして、資料の2番を御覧いただけますでしょうか。資料の2番ですけれども、歴史文化基本構想に関してまとめさせていただいた資料となっておりますので、紹介いたします。

歴史文化基本構想に関しては、1番、これまでの経緯と策定の状況でございますが、平成19年の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書ということで御提案いただいたものです。その後、国としても構想の策定を推進してきました。平成19年の報告書を少し引用しております。一つ目のポツ、各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想が策定されることが重要である。その下のポツで、幾つかの地域でモデルケースとして構想の策定を行って、課題とか方向性というのを明らかにしていく必要があるのではないか。また、その成果を踏まえつつ、地方公共団体が基本構想を策定できる根拠となる規定についても法律上に位置付けることを検討する必要があるのではないかというのが平成19年の報告書の中身でございます。

国の方での取組状況でございますが、モデルケースとしては平成20年度から22年度ということで3か年間実施しております。下の表でまとめておりますけれども、20年度から22年度までがモデルケースで、20年度、早速4件できまして、20件が策定の支援をしたという件数です。それから、21年には3件になって、22年ぐらいになると19件ということで、累計で26件ということで、最初の3年間ないしは23年の4年間ぐらいはモデル事業として実施していただいたところが完成してきたという時期でございます。その後、23年度ぐらいからは数年間、補助事業というよりは技術指針でありますとかハンドブックでありますとか、そういった参考になるようなものを国の方で作らせていただいた時期でございます。その後、25年度まで来まして、27年度から支援事業ということで策定経費の支援の事業を始めたところでございます。ここから補助金が始まりまして、それから29年度、今年度からは策定した後の事業の支援の事業というのを始めさせていただいたところということです。28年度までに策定件数の累計が60件ということでございますが、28年度、策定支援、48件やらせていただいております。29年度に関しては、今年度末までに83計画程度まで仕上がるというような計画でございます。また策定支援件数は62件ございますので、また2020年までに実は100地域の策定を目指して取り組んできたところなんですけれども、この目標に関しては順調にいけば間もなく達成できるのかなといったところでございます。

その下、歴史文化基本構想の内容につきましては、今申し上げたのと同じなので割愛させていただきます。

1枚おめくりください。歴史文化基本構想「策定」の現状と課題ということで、では、なぜ自治体の皆さんが歴史文化基本構想策定をなさったのかといったような理由を聞いてお

ります。理由の中では皆さん大体同じような御回答を頂いておりまして、基本的な方針・理念、こういったものが整理されることが文化財行政の推進のために必要であったということの御判断があったということでございます。一つ目は、文化遺産を保護・活用していくための基本的な理念が策定されていなかったため。また二つ目は、ある文化財、個別のということではなからうかと思いますが、個別の文化財の保存活用を進めるに当たっても、市の全体としてマスタープランが存在しなかったということが、それ自体が非常に大きな課題だという認識に至ったので作りましたという御回答でした。また、歴史文化を生かしたまちづくり、これは計画的・継続的に進める必要がありますので、基礎となるマスタープランが必要であった。少子高齢化、人口減少、こういったことによる地域活力の衰退、地域文化の喪失を危惧して作ったという自治体もございましたし、また合併して新たな市が誕生した際に、今後の文化財保護の方針が計画として必要となったため。また、村という行政単位でもエリアごとに特徴を抽出して文化財を整理したかったと、その上で保存活用計画に反映したかったといったようなお声もございます。

一方で策定していない自治体の皆さんにも実は文化庁の方で、どういう課題とか問題点がありますかといったことを聞くようにしておるんですけども、その中ではほとんどの団体さんの方で、策定していない市町村に関しては、現状業務で精いっぱいであることから、人材の不足、それから予算の不足、これによって策定できないということが理由に挙がってございます。策定に係る具体的なメリットないしは法的な根拠、こういったことも見えないということも相まって、住民の方々であるとか庁内でもなかなかこれを作るといふことを説明できなかつたり調整できないといったような声も上がっております。具体的な声としては、策定の必要性は理解しているが、策定に取り掛かる人材が不足、人員が不足、策定の余裕がない、こういった意見が多数です。また、全庁的な取組がないこと、ノウハウの不足、作った後のメリット・デメリット、それから策定後の構想をどうやって使っていくといいのかが分からない、こういった声もございます。

3番、歴史文化基本構想策定後の取組の推進に関する課題ということでございますが、これは人材の不足ないしは予算の不足、こういったもので、策定はしたんですけども、策定した後、具体的な施策がなかなか推進ができないといったような声も上がっております。構想の具体化のためにどのように連携を強化し、どうやって事業化していったら良いかということ、策定後の施策の実施ということで様々に悩みをお持ちでおられます。意見・課題等といったところでは、やはり歴史文化基本構想、日本遺産、こういったことと文化

財保護法との考え方も若干違うところもあってというような声もありましたし、なかなか、人員とかが必要になってくるんだけど、そういったことが法律上に明記されているものではないということもあって、少し説明が難しいといった御意見。3ページ目が自治体の予算とか、地域の要望と予算との関係、担当職員との関係といった御意見がございます。

また、歴史文化基本構想による効果というところで、策定後まだ間もない地域も多いのですが、昔から取り組んでいただいているところからの効果の声としては、以下のようなものですが、地域一体で取り組む意識の醸成と取組の深化ということで、市民の方々と一緒に取り組むことになったということや、市民の方々と一緒に総合把握に取り組んで、これを守っていききたいといったような声が上がったことによって、それを守るために民間の団体が立ち上がったといった非常にいいきっかけになったといったようなことや、公民館の単位で様々な取組に使うことができたといったようなことがありました。また、地域に所在する文化財の総合把握と整理ができたことによって、把握した文化財の指定ができたといったようなことも効果として声として上がっております。

また資料の3番は、お時間の関係で少し説明ができませんけれども、少し開いていただきますと、A市、B市などとなっております、人口の規模順に幾つかの自治体さんの方に、もし自分の地域で作るとしたらどういったものを入れますでしょうかということに対して具体的な御提案を頂戴したものでございまして、これに関しましては、後ろの方まで行くと、例えば町の人口のレベルのものも少し入れておるということですので、今後また詳細に検討する際にも活用させていただきたいなと思っている資料として参考配布させていただきます。

まずここまで一度切りたいと思います。

【山本調査会長】 それでは、冒頭申し上げましたように、前半部分、基本計画の趣旨や記載事項の具体的な内容について今、御説明がありました。御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、西村さん。

【西村委員】 済みません、いつも。1点だけお伺いしたいんですけれども、ここにはどこにも出てこないんですが、恐らく地方の方では、歴まち法の歴史的風致維持向上計画とどう違うのかと。向こうは向こうで様々なメリットがあるのに、こちらにはメリットがないということが現実的には一番大きな問題じゃないかと思うんです。ほかの省のことなので遠慮して書いてこられていないんだと思うんですけれども、そのところの仕分けと位置付けをはっきりするという点に関してはどういうふうなことを今お考えなんですか。

か。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。今回のものはもう歴史文化基本構想に限って引用しておりますので、この中では歴史文化基本構想が今の運用上は基本的な構想として歴史まちづくり法に基づく取り決めをする際にも一緒に位置付けていくと。片方は運用で片方は法律というような流れの中でやっている自治体からのお声だという形なんですけど、確かに御指摘のとおりで、様々な今アンケート等をとっておりますけれども、地域の歴史まちづくり法との関係性というのを整理してほしいという声は上がっておるところです。これに関しましては当然国交省さんとも連携ということを我々の方でも開始はしておりますけれども、できる限り両方の計画、今も歴史文化基本構想と、それから歴まち法とセットで取り組むことを是非やっていただきたいという推進をやっていますけれども、今後ともそのような形で二つをセットにするということと、それぞれの役割分担ということもありますし、それぞれが相互に同じ部分を目指していくと、大きな目標としては一つのものとして共有した方がいいものもあると思いますので、そのあたりはこの文化審議会での議論も踏まえつつ、歴史まちづくり法との関係も併せて整理していくと。できる限り両方の計画を策定していただけるのであれば、是非策定していただきやすいような環境を整えるということが必要なのかなということで、今後整理していきたいと思っております。

【山本調査会長】 よろしいですか。どうぞ。

【西村委員】 歴史文化基本構想の方も、支援事業ができて、それなりのその後のサポートができたので、少しは状況は変わってきているんじゃないかと思うんですけども、長期で全市域といいますか、を考える計画と、それからアクションプランとして10年若しくは10年プラス何回かの計画のうまい性格分けを是非工夫していただいて、両方がうまく両立するような仕組みをこの中で模索していただきたいと思います。

以上です。

【山本調査会長】 どうぞ。

【金野委員】 ありがとうございます。自治体の意見の中にも、法定計画になれば更にということが書いてあるんですけど、じゃあ法定になれば更に何がというところが重要かと思えます。資料1の2ページに計画記載事項が書いてありますが、これまでの議論の中では文化財のリスト化が非常に重要ということがまずありましたね。法定計画にリスト化されたものに保存・活用の手だてを講じるためには、現状変更、取り壊しであるとか転売とか

売買のときの届出を義務付ける。未指定文化財もリスト化されれば、全部または一部が登録文化財として位置付けられるということが中間取りまとめに書いてあるんですが、そういうものについて現状変更時の届出を制度化するということが一つです。もう一つ、そういうものに対して建築基準法の適用除外の対象にする。

こうした制度的な裏付けがあれば、歴史的風致維持向上計画にはない、別の制度的なメリットになる、保存・活用の手だてになるのではないかなと思うんです。そのあたりを制度として作り込むということで検討いただきたいと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】 そのあたりも、今1回切ってしまいましたけれども、ちょっと後半でも入ってくるところありますので、また検討いただきたいと思います。

【山本調査会長】 では、またよろしくお願いします。

ほかに。どうぞ。

【岩崎委員】 歴史文化基本構想とこの基本計画はどのような関係になるのでしょうか。中間まとめでは、文化構想を発展させて計画に移行すると書かれていますが、一方で、この構想は2020年まで継続して100まで持っていくというようなことのように読めます。だとすると、自治体の人にもよく分からないと思います。

次に資料1の2ページ目の計画の記載事項について、これは国の指針に基づいて作っていくものだと思いますが、文化財の把握調査に関して、住民等の協力を得られる範囲内での実施と書いてあります。これは中間まとめの総合的な把握と矛盾しませんか。これまでの議論で、文化財の総合的な把握が評価できる点として、災害への備え、あるいは市町村合併などのときに、全体が把握できていることの有効性が指摘されてきましたが、できる範囲でということになると、最初から除外するものが想定され、総合的でないことが前提ということになり、話しが違ってしまうのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。まず歴史文化基本構想がどうなるのかということですが、基本的に同じ、似たような制度が二つあるというのはすごく混乱することになると思いますので、法定化した暁にはそちらの、今後は基本計画の方の推進をしていくという形になっていくのではないかと認識しております。

またもう1点、指針の中の、住民等の協力を得られる範囲内での実施を想定なんですけれども、これは非常に悩ましがにじんでしまっているんですけれども、法律上に位置付けるからといって、強力に法律に基づいて捜査、調査の権限があるわけではないという形を想定しているので、例えば住民の方が動産の何かすばらしいものを持っているときに、じ

やあ、法律に基づいているから全部出してくださいということにはなかなかならないよねという一方で、ただ、今言っていたとおりで、総合的に把握して、地域にとって大切なものという確認をしようということなので、できる限りきっちりと協力していただく必要があるということでございますので、その辺のバランス感覚を考えまして、少し悩ましいような表現になっているという状況でございます。

【岩崎委員】 今のお話だと、基本構想を既に作った市町村はどうなるのでしょうか。法定化されたら今の構想がそのまま計画に移行するんですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 これは今正に検討している内容次第なところもございませけれども、今回の基本計画の中身を何と置くのか、また国の認定の要件をどのように置くのか、こういったことを踏まえて現在歴史文化基本構想を作っていたところがあるが、じゃあ今回、構想から計画になった場合にこういうことが入っているべきという国の指針が出たときに、うちの団体ではまだ入っていないですねといったようなもの、ないしは例えばもう作ってから七、八年たっているからもう1回見直したいねというところもあるでしょうし、そういったところは少しブラッシュアップをしていただいて改めて認定を受けていただくということになってくるのかなと思っております。

【山本調査会長】 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしたら、また全体でも議論する時間ありますので、後半部分よろしくお願いします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、続きまして、資料3ページからになります。まず都道府県の役割でございませけれども、これに関しては中間まとめでも今後引き続き検討と記載がされたところでもございました。都道府県も積極的な役割を果たすことが期待されるが、具体的にどのような役割分担といったようなことを考えていったらいいかというところで検討が必要だということで、少し論点のような形で書き込ませていただきました。例えば都道府県の役割として、都道府県が指定した文化財に関する関与、つまり都道府県指定、自身が指定主体であるものに対しての何らかの関与。それから、基本計画を策定する市町村に対して指導助言や、小規模な市町村を中心にして都道府県自身が策定に対して支援すると。支援の内容も様々な内容が考えられますけれども、人的な支援とか技術的な支援とか、そういったことがあり得るのかと思います。また、広域で連携していただくときに調整していただくということもあり得ると思いますし、研修を実施する、ないしは研修を実施する内容を企画する、専門的な人材を育成するといったようなこともあります。ま

た、災害発生時に対応する際にも都道府県が中核的な役割を果たすというようなケースありますし、重要な役割を持っていますので、こういったことにも備えていただくといったようなことがあり得るのではないかと考えます。

また4番、国による計画の認定でございます。市町村の基本計画は主体的な取組ということにももちろんなるのではございますが、国による「認定」の行為によって、一定の方向性や質の担保を図っていくということとともに、認定の効果として、制度上にもインセンティブを付与するといったような議論が今後必要かと存じます。

主体的な取組を促進する仕組みについてでございますが、もちろん予算上の支援といったこと、必要でございますということですが、この審議会の中では制度的な仕組みということで、ここは法制上の仕組みを念頭に置いたもので書き込ませていただいております。つまり、文化財保護法上の措置などといったような制度的なものでございます。

まず一つ目、国による登録の提案ということで、これは中間まとめでも記載されていた事項でございますけれども、より詳細に少し記載してみました。総合把握された文化財についてはそれぞれの特性に応じて保護が図られる必要がある。市町村の円滑な取組に資するように、国に計画が認定された市町村については、域内に所在する文化財として認定計画の枠組みの中で整理された未指定の文化財のうち、地方指定を行うものを除きまして、国が登録すべき物件というのは国に提案することができるようなこととしてはどうかということで、少しいろいろと御質問も頂きましたけれども、登録の権限自体を動かすというよりは、登録の権限はあくまで国に置いた上で、その国が登録すべきものをリスト的な提案ができるというようなことでございます。また前提の部分なんですけど、国の登録の制度は地方指定をしていないものが原則的な取扱いの対象となっておりまして、登録されたものが地方で指定された場合には原則的には登録自体が抹消されるというような仕組みになっているので、階層としては、国が指定する、その次に地方が指定する、その次に国の登録があるといったような段階といたしますか、制度になっているというのが前提的な条件となりますので、地方公共団体の方で指定、総合把握されたリストをじっくり見て、今後調査をどういうふうに進めるかというのを考えていただいた暁には、自分自身で地方の方で指定していこうというものも分けていただいて、この部分は国の方に登録を提案しようというものを分けていただくというようなイメージになります。この際、国の登録の基準、こういったものがどういう考え方になっているのか、ないしは登録のときに必要となる資料であったりとか、これは制度上は必ずしも必要ではないんですが、運用上は所有者の方

の御意向というの伺っておりますけれども、こういったことを確認すること。また、提案する場合にはやはり市町村としても主体的にその保存・活用に関与していただけるということが重要であること。こういったことは国の指針の中でもきちんと整理しまして、しっかりとこの提案という制度が動くような形に整えていく必要があるのではないかと考えております。

また2点目でございますけれども、権限委譲の関係でございます。事務体制のある一般市・町村への手挙げ式の権限委譲ということで、これに関しては国が指定する文化財の関係でございます。これが国指定に限られるのは、権限委譲について文化財保護法上で仕組みがあるものが国指定だからという形でございます。適切な事務が可能な範囲においてということですが、国が認定を受けた基本計画の円滑な実施ないしは認定された市町村の主体的な取組を支えていくという仕組みを目指していくという趣旨でございます。

権限委譲に関する現行の制度をまず御説明させていただきます。現行の制度としては、文化庁長官の権限に属する事務の一部が、政令で定めるところによりまして、都道府県または市の教育委員会が行うこととすることができると法律上なっております。それぞれの文化財の類型や事務の性質に応じまして、「都道府県まで」または「政令市・中核市まで」ないしは「市まで」といったような形で地方公共団体の規模に応じて権限付与の内容というのが決まっております。この整理は、過去の地方分権の議論の中で、定型的な業務であるかどうか、適切な事務体制が確保できるかどうか等といったようなことを事務の内容に応じて整理したものでございます。先ほど都道府県または市まで権限の委譲は可能だと申し上げましたが、市まででございますので、現行制度では町・村に関しましては、必要な事務体制がなかなか確保できない場合もあるだろうということで、現時点では一律の権限委譲からは対象からは除外されているという状況でございます。

ここで資料の4番を御覧いただけますでしょうか。資料の4番が現行の制度を少し見やすくさせていただいたものでございます。箱書きの中ですが、保護法に基づいて長官の権限に属する事務の一部について、文化財保護法及び保護法の施行令に基づいて、「都道府県」または「政令指定都市・中核市」、「一般市」までの委譲というものがございますというものです。対象の事務を少し分かりやすく整理しましたがけれども、例えば史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可・取り消しとその停止命令であれば、重大な現状変更または保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取り消しを除いて、右側を見ていただきまして、都道府県、政令市、中核市、一般市まで権限の委譲がなされています。この現状変更、史

跡名勝天然記念物の現状変更の具体的にどんな事務がおりているかということは、1枚おめくりいただきまして、ちょっと開いていただきまして、上が法律を引用してありまして、開いた場合の上が重要文化財関係で、その下のページでございます。史跡名勝天然記念物関係の内容ですが、第5条第4項の中で、これこれに関してはここここが行うこととするとありまして、第一、次に掲げる現状変更等はこれこれと書いてありまして、イロハニホヘトチリヌルヲとあります。この中身が具体的にこの事務に関しては権限委譲しているものということで、試しにイだけ読ませていただきますと、小規模建築物、階数2階が云々で、小規模建築物で、括弧をちょっと飛ばしていただきまして、で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築、改築というような形で区切っております。これがイロハニホヘトチリヌルヲと、例えば電柱とかガス管とか、一部の工作物とか、そういったものが入っているというようになっております。資料4の1枚目に戻っていただきまして、今見ていただきましたのが史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可関係の権限委譲の内容です。

また、このように権限委譲しておりますので、史名天、史跡名勝天然記念物の管理等についての報告を求める、調査させる、こういった権限も同じところまでおりているという現状です。

オレンジでいうところの3番目です。重要文化財の現状変更等の許可、取り消し、現状変更等の停止の命令ということでございますが、これに関しても重大な現状変更または保存に重大な影響を及ぼす行為の許可、その取り消しに関しては除かれているという形になっていて、政令で限定列挙されております。その政令の中身を見ていただきますと、また1枚おめくりいただきまして、申し訳ありません。1枚めくっていただきまして、今度、上、下になっているところの上ページの下半分に文化財保護法施行令の抜粋がありますけれども、重要文化財関係と記載しましたが、ここで第5条の3がありまして、漢数字の一がありまして、イ、ロとあるところを御覧いただきますと、重要文化財建造物に関しては、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更、またロが美術工芸品関係でして、金属、石、土で作られた重要文化財の型どりという形になっております。また戻っていただきまして、今のが重要文化財の現状変更等の関係です。

四つ目が重要文化財所有者等以外の方が公開するときには文化庁長官の許可が必要という制度になっておりますけれども、この公開の許可は都道府県、政令市、中核市までとなっております。

また、重要文化財の管理等につき報告を求める、調査させる。これに関しては、この上の二つと同じところまで委譲されておりまして、都道府県、政令市、中核市までという形になっております。

下のグレーのところ、今回は詳細は割愛しますが、これは都道府県までおている内容でございまして、例えば長官の方から公開の停止命令ができるような場面が文化財保護法上、具体的に規定されているんですが、その場合の公開の停止の命令ができる権限、ないしは指揮監督の権限、埋蔵文化財関係の届出受理等々の権限、こういったようなものとなっております。

資料1に戻っていただけますでしょうか。今のところが現行の制度の解説でございました。資料1の4ページ一番上、資料3の下から続く部分の段落を今読んでいただいていたところでございます。ここまでが現行制度の解説です。

続きまして、文化財部局の体制の全国的な傾向というところを御覧いただきたいんですが、文化財の行政でございまして、人口規模のみならず、文化財がどの程度地域にあるか、ないしは文化財に対する取組の充実の具合、博物館、郷土資料館、こういった施設の設置の状況、こういったことによっても担当部局の職員の配置状況等は異なってくるということでございます。ですので、このため、小規模な自治体の中でも一般市と同等以上の事務体制を持っている地方公共団体もありまして、歴史文化基本構想を策定しているような小規模な自治体もあるということでございます。

参考までに、この資料、同じ資料の7ページを開いていただきますと、少し文化庁の方でとらせていただいたデータを解析したものでございますが、7ページ、参考ですが、例えば記念物や埋蔵文化財を御担当いただく専門職員の配置状況ということで、専門職員に関しては、専門職員というのはその関係の大学、専門の教育を受けている方ないしは5年以上この業務に従事している方なんですけれども、一般市平均でいうと3.1人ということでございますが、町になると0.9人まで下がります。ですが、うち、一般市並みの職員が配置されている町、つまり、一般市平均3.1人以上ある町というのが12町ありまして、ここの平均をとると大体4.4人ぐらい、村に関しても0.5人程度が全体の平均なんですけれども、一般市並みでやっているところというのは2村ありまして、ここで平均をとると6.0人とか、その下で見ていただいても、非常に熱心に取り組んでいる、例えばすごく豊かに文化財が残っている地域で町や村というのがありますので、こういった自治体においてはかなり突出して体制も整えているというような現状があるということでございます。

また4ページに戻っていただきまして、今後の方向性の案というところでございます。現在でも地方に委譲している事務の範囲内におきまして、つまり先ほど見ていただいた範囲内におきまして、現行では委譲先となっていない「一般市」ないしは「町村」について、必要な事務体制があり、そしてかつ自らとしても権限委譲を希望して、自分たちの方で判断したいといったような自治体に関しては、基本計画の国の認定を条件として事務の委譲を可能としてはどうか。一つ目の矢印、具体的なイメージとしましては、例えば、権限の委譲を希望する市町村が、基本計画の中で、委譲する事務の実施体制などといったような必要事項を記載していただく。国がその必要的な記載事項、これを確認しまして計画を認定するといった場合に、認定した場合には委譲が可能となるといったような形式が想定されるのではないかと。また二つ目の矢印ですが、基本計画に記載すべき必要事項は、権限委譲を希望する分野に専門性を有する職員の配置や研修受講等の方針といったことが考えられます。国が定める指針の中でも認定を得るために必要となる事項というのは明確にしていくことが適切だと考えます。また三つ目の矢印ですが、これによって適切な職員の配置ないしは配置された職員、済みません、ちょっと飛ばしまして申し訳ありません。二つ目の矢印にもう一度行きます。記載事項に書く内容としては、権限委譲を希望する分野に専門性を有する職員の配置と、その配置された職員の方が、例えば国がやっている研修、こういったものを受講することによってしっかりとその業務が行えるということを担保するといったことが考えられまして、これを指針の中でも明確にするということ。三つ目の矢印で、これらによって適切な職員の配置ないしは配置された職員の方の研修の受講、こういったことのインセンティブになればということも期待されるのではないかと。四つ目の矢印で、いずれにしても、権限委譲後の運用についても、国や都道府県との緊密な連携、例えば判断に迷う場合の事前の相談の徹底、こういったことも必要になるのではないかと。うことです。

権限を委譲する事務の範囲は、現在も「市」ないしは「中核市」まで委譲されているものをベースとして検討してはどうかと思っております。一つ目は先ほど見ていただいた、一般市まで委譲されている権限としては史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち重大でないものであって行為の内容が定型的なもの、先ほど見ていただいた政令で限定列挙されているもの。また、5ページに行ってくださいまして、中核市まで委譲されている権限に関しては、重要文化財（建造物）の、建造物である重要文化財と一体のものとして指定された土地その他の物件、重要文化財（美術工芸品）関係では、金属、石、土で作られた重要文

化財の型どり,ないしは重要文化財の所有者以外の方による公開の許可でございます。今,米印を幾つか付けたんですけれども,いずれにしても,これは権限を委譲するということでございますので,オートマチックに,じゃあ許可しますということではなくて,その許可する事務をする場所が変わるということでございますので,米印に書いておりますが,国においても現状変更等の許可の事務の処理基準というのを定めておまして,また公開については取扱い要項というのを定めておまして,これに基づいて事務を自治体の方で実施していただいているという仕組みになっております。例えば,き損のおそれがある場合には現状変更等の許可はできない,ないしは許可をするときに条件を付すことができるといったような仕組みがあるんですが,その条件の付し方とか,こういったことを,このような考え方でやりましょうという基準をお示しして現在でも権限委譲先で事務をやっていただいておりますので,もし計画の認定によって委譲を可能とする場合には,その自治体についてもこれと同様な基準というのののっとして運用していただくといったようなことが必要ではないかと思えます。

最後,5番でございますが,国の認定要件と指導等の必要な措置ということで,今の4番ともかなり密接には関連いたしますけれども,国の認定要件としては,例えば地域に所在する文化財の保存・活用に寄与するものになっているかどうか,また円滑かつ確実に実施できるかどうか,こういったことをチェックするといったようなことが考えられるのではないかと考えております。この際には,国の方でも指針を定める中で,指針に沿った内容となっているか,こういったことが確認できるような形にすることが重要ではないかと想定しております。また,国の認定要件の中で,特に今の4番の権限委譲の可否の判断,これが伴うような認定のケースにつきましては,委譲する事務の内容に応じて,どのような認定要件にするのか,具体的な検討が必要ではなからうかと思えますが,例えば配置する職員の方が学芸員資格とか文化財の取扱いに習熟している方等とするといったようなことなどで,先ほど米印に書かせていただいたような現行の処理基準,こういったことも踏まえて検討していく必要があるのではないかと。また,計画に基づく取組の実施状況に関して,国でも報告を求めることができるということにすること,また,万が一の場合に備えまして,万が一計画期間中に要件に適合しなくなった場合に備えて認定の取り消しといったような仕組みも設けておく必要があるのではないかと考えております。この資料上は地域の基本計画との関係での権限の関係を少し整理したものですが,個別計画との関係の権限関係はまた今後ということなので,今回のこの資料の中には載っていませんで,今回は基本

計画との関係で権限委譲の関係を整理したものになります。

6ページ目は関連データとしまして文化庁の方でまとめておりました、基本情報として市区町村の数であるとか、また自治体の職員の配置状況の平均値を少し集計させていただいております。実はこのパブリックコメント期間中に市町村の皆さん、都道府県の皆さんに協力を受けまして、全数調査を国で実施させていただいていた1か月でございました。今、そのデータ、全体としては集計しておりますけれども、そのデータの中から一部切り取って、今回の中で必要なものは1番の中、2番の中に入れているということで、全体としてはまた御報告いたしますけれども、こういったデータも国でもとっておるということでございます。

【山本調査会長】 今、後半部分の御説明を頂きました。日本の行政能力というのはすごいなと思って、こんな複雑なことを日々こなすというのは大変なことだなと思って聞いていたんですけども、皆さん方はきっと具体的な事物で御経験がいろいろあって、障害もあったり、お感じになっていることもあるんじゃないかと思っておりますので、いろいろ御意見を寄せていただきたいと思いますが、金野さんなどはすぐあるんじゃないですか。

【金野委員】 御苦労さまです。権限委譲のところにエネルギーを大分使われているんですけども、ちょっと違うところから。この文化財に関する施策を速やかに普及することと、制度をできるだけシンプルにという二つの観点から申し上げます。都道府県の役割はまずもって都道府県の歴史文化基本計画、ここでいう「地域における文化財の総合的な保存・活用に関する基本計画」ですか、を策定することではないかなと思います。

まず都道府県計画を作って、都道府県として、指定、未指定のものも含めてリストアップして、それに対する政策、方針などを作った上で、そうすると、もし全国の都道府県がそれに対応していただければ一気に全国にその制度は広がります。その上で基礎自治体が更にバージョンアップしたものを策定した場合はそれに置き換えるという手順であれば、権限委譲の仕組みを含めましてシンプルな制度にできるのではないかなと思います。これまでも基礎自治体に本当にこれができるのかという議論はあったわけですが、まずベシックなところを県で押さえておいて、更に市町村で取り組みたいところはバージョンアップして市町村で取り組んでいく。

更にあると思うんです。市町村の中でも、ある小学校区とか地域協議会においては、自分たちの文化財を更にリストアップして守り育てていきたいというところがあれば、更に地区計画的に認定していくと、そういう形が良いのではないかなと思います。

【山本調査会長】      ありがとうございます。

藤田委員，どうぞ。

【藤田委員】      私もちょっと，ここの中には，先ほどお話があったとおり，都道府県の基本計画というのは位置付けられていないんですけれども，特に災害発生時の対応というように考えますと，今の災害は一つの自治体を全部のみ込むような災害が頻発しておりまして，そういう意味だと，一つの自治体でそれじゃ防災をどうするんだといっても，全然完結した対応が見えてこないんじゃないかと思うんです。特に防災などについては県なりが全体計画を作って，例えばここで，この地域で災害が起こったときには本当に文化財はどうするんだというような議論をした上でないと，自分の自治体で，それではどっかの倉庫に移動しますとか，余り現実的に想像ができないような災害が頻発しているということを考えますと，今お話にあったとおり，県の基本計画というのが，余り自治体を縛るものであっちゃいけないかもしれないけれども，基本的にないと，例えば権限委譲でも，今まで御説明のあったとおり，町村に，余り権限委譲できる体制もないと言っているところに，基本計画をさあ自主的に作りなさいと言っているのと，そういうこともあって，ちょっと無理があるんじゃないかなという気がいたしておりますので，是非，上位計画が基礎自治体の計画を阻害するようであってはいけないのは当然だろうと思うんですけども，全体に県単位で一つ基本計画の大きな枠組みを作った上で，その上で皆さん自由にいろいろ主体的に考えてくださいというような方向が何とかできないものかなと常々思っておりますので，よろしくをお願いします。

【山本調査会長】      なかなか難しい話，具体的になればなるほど。じゃあ，まず。

【高橋伝統文化課長】      今ちょっと都道府県で計画をとという話が出たので，そこはむしろお尋ねしたいところなんですけれども，よく行政計画で，国が作って，県が作って，市が作るというパターンは多々あり得るわけでございますが，今回の市町村に求める基本計画については，域内にある文化財の総合把握ということで，国指定のものも県指定のものも，当然市指定のもの，更には未指定のものもという形で考えておるわけでございますけれども，仮に県に同様の計画を求めるということになった場合，そうすると，県においても同じようなことをやるのかというような話になってくるので，恐らくそこは違うんだろうとちょっと思っておりまして，そうすると，仮に県が作るとなった場合であっても，それはここで，今，これまで御議論いただいてきたような基本計画とは違うもの，別のものを何か県の役割として求めるということはあるのかもしれませんが，今市町村に求

めようとしているような計画と同種のものを作るというのはちょっと制度上どうかなと事務局内部でもこれまで議論していきまして、それでこれまで県が作るということは打ち出していなかったわけでございますけれども、そういうことも踏まえて、県として、市町村が作る上での指針のようなものを作るというような考え方はまた別途あるかもしれませんが、そのあたり更に御意見を頂ければ幸いです。

【山本調査会長】       じゃあ、金野さん。

【金野委員】       私の主張は、今市町村が作ろうとしているものと同じものを県が作るというものです。ただし、リスティングのどこまで底辺を拾うかというのは違うと思います。だけれども、同じものをまず県が作ることで、早急に策定できない市町村も、最低限のところはそこで担保されるということだと思えます。例えば景観ですと、兵庫県が景観条例を作りまして、県全体の景観の基本的なことは拾います。ただし、網の目は大きいですよ。それに対して市町村が景観条例や景観計画を作ると、県の守備範囲からその市町村の区域がぽこっと外れて、その市町村のものがそこに収まるという制度になるわけです。そうすると、市町村は県の条例も踏まえた上で更にバージョンアップした、より細かいリスティングでありますとか、景観に関する基準とかいうことになってくるわけなので、それは制度的には矛盾しないと思えます。大きい網をまず県で掛けた上で、更に組みたい市町村は更に細かい網で計画を作ることかと思えます。

【山本調査会長】       金野委員の御理解というか、今出ました。

西村先生は何か先ほど。

【西村委員】       私も金野委員の意見に近いんですけども、基本的に身近にある文化財を享受したり、そこからいろいろなものを学ぶという権利は国民全体にあるはずなのに、市町村で規模が小さいから計画ができなくて、そういうことを自分たちが享受できないというのは、やはり国民の権利という意味では少しフェアじゃないと思えます。そうすると、市町村が規模が小さいのであれば、その部分に関しては県が、市町村をサポートすることになるのかもしれませんが、県に何らかの責務があって、市町村と協力しながら作るとか、ある広域で作るということはあってもいいのかなと思います。ただもう一つは、やはり小さい自治体は職員が少ない。差が非常に大きいわけですけども、基本的に、例えば非常勤の職員を、前から話題になっているヘリテージマネージャーみたいな人だとか、大学の教員だとか大学院生とか、こういうことに関心がある人を非常勤の職員として雇用するということになれば、かなりの人が層としているんじゃないかと思えます。そこを

前提とすると、もう少しいろいろな自治体が計画が立てられるようになってくるのではないかと思うので、そっちも考えてもらいたいと思います。ですから、県の方もそれなりの責務を持って市町村を助けるということと、それから非常勤でもってこういうものを作る、若しくは県の職員がそういうサポートを小さい自治体にある期間やるということもあり得ると思いますけれども、何らかのヒューマンリソースを工夫するということはあるんじゃないかと思います。

【山本調査会長】 法の制度化するということに都道府県と基礎自治体との構造をどういうふうにするのか、あるいは圏域をどのようにするのかということは余り今までそんな議論してこなかったもので、そのあたり、いろいろな意味でそれぞれにとって前提になった認識で議論してきたと思いますが、今までの段階でそういう都道府県の役割といいましようか、広域的なものがないとやはりなかなか難しいという、その辺の上からと下からといましようかね、そのあたりの議論。

【亀井委員】 都道府県の役割というのは、伝建制度ができたときもなかなか難しいものがあって、直接的な関与というのはなかなかできなかったんですけども、今度、新しい歴史文化基本計画というのを基礎自治体に作らせるということになれば、当然その上位にある都道府県については、指導権といいますか、指導助言権というのが多分必要になってくると思うんです。私は基本構想に基づいて計画なんて、いずれは計画の方を基礎自治体の方に立てさせるということが中心になるとすれば、都道府県に対しては歴史文化基本計画、構想あるいは新しい文化財保護の在り方に対する県の方針というんですかね。そういうのを立てることを法律上明記して、それに従って県は行政を推進するというふうに位置付ければ、割と国、県、市町村、基礎自治体との役割というのはすつといくのではないかなという気がします。その辺ちょっとどのような書きぶりになるのか、具体的にはなかなか難しいところがあると思いますけれども、とにかく都道府県については関与、仕組みとして、いわゆる方針を立てさせて、それに基づいてやるというのを義務化するということが一つ考え方としてはあるんじゃないかなという気がします。

【山本調査会長】 それはなかなか。

村上委員。

【村上研究官】 済みません。県の方に長くいてるものですから、実情を交えてお話しさせていただきます。先ほどから同じ内容について、都道府県も市町村も作るということに対してはどのような意味があるかなということでも多少困惑して聞いているところがござ

いました。実情では、文化財の場合はその場所ということの場所性のリアリティーが非常に強いものですから、どちらかというとな身近にある市町村の方が総合的な観点からまとめるという意味合いにおいては、そこが動いていった方がいいのではないかと考えておりました。その場合は都道府県の方がどういう形で技術的にバックアップするか、それから人的にバックアップするか、または人を連れてきてどういうふうにするかというマネジメントのバックアップするか、そういうことがかなり大きなウエートを占めてきそうだと思います。ただし、リアリティーのある場所場所がある、場所性の強いものであるといっても、同種のものが広域に広がっている場合だとかいうことがかなりございまして、そういうときには具体的に県が中に入って市町村の方々と一緒になって協議する場というのは既に何度もそういうことが今までもありましたので、そういうある程度特化したような部分についての調整というのはどうしても広域にも出てくると思っておりますので、そういうことを法的な形で担保してくるような場合には、都道府県側に必ず支援すべきというようなことを書いておけば、どうせ都道府県側はできない市町村を助けないといけないというのはみんな心情的には思っていますので、それをどういうふうにスムーズに動かせるかという形でしていただいた方が有り難いというような感じは、県にいた職員としてはそういうふうに感じているところでございます。

**【金野委員】** 少しだけいいでしょうか。私の言い方に誤解があったらと思って補足させていただきますと、同じものを作るというのは、同じ内容、グレードではないんです。この2ページにある計画記載事項、策定の目的、文化財の把握調査、それから、保存・活用のために必要な措置とか災害時の対応というのは県としても大きく持っているのではないかと。それを国土全体にベーシックなものを持っておくというものがまずあって、その土地に根差してより濃密に議論すべきものについてはもっとミクロに作っていく。最終的には集落単位でも作れるというようなことの制度設計が良いのではないかという意味です。

**【山本調査会長】** ベーシックなという話がありましたが、基礎的な、さっき西村先生がおっしゃったように、どっかがずっと欠落しているというのは非常にまずいというか、1,700自治体が空白のところはずっと残るというのは問題であるということはどうベーシックなものを網をかぶせながら、しかし中身のあるものを作っていくかと、その辺ちょっと悩ましいところですね。これは義務的な計画じゃないですもんね。都道府県については少なくとも幾つか義務的なものを課しないと恐らく広がりが弱くなる。

**【高橋伝統文化課長】** 御参考までに申し上げますと、歴まち計画は市町村のみが策定で

きて、都道府県については特に、特段の義務は課せられていないという状況になってございます。

【齊藤委員】 ちょっとよろしいでしょうか。先行しているように聞こえる歴史文化基本構想は都道府県の役割はどうなっているんですか。あと、文化庁が市町村に対して総合計画をお求めになる場合、都道府県はスルーする、直接市町村が文化庁に持ち込めるんですか。都道府県は逆に、さっきも村上先生の話がありましたように、都道府県の担当者というのは県内の文化財の動きにすごく注目していると思うんです。それを文化庁が都道府県を頭ごなしにするような施策をとると、都道府県もやることがなくなりませんか、実際問題。そういう行政的な手続プラス何か仕組みもあった方がいいんじゃないでしょうか。

【高橋伝統文化課長】 我々、都道府県を全くスルーすることは毛頭考えてございませんで、これまでの都道府県経由の仕組みというのは当然維持するわけでございます。それに基本計画の策定に当たっては協議会を作っていたことになっていまして、そこには都道府県には必ず入っていただくということでございますので、事実上、県と市町村と一緒にあって、当然民間にも入っていただきますけれども、合同の作業で各計画を作っていたような仕組みを今念頭に置いてございますので、また国への認定についても当然県経由で上がってまいりますから、その段階でも県の方は市町村の中身をチェックできるということになるかと思っております。

【山本調査会長】 歴まち法の関係。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今の御質問に関しては歴史文化基本構想ですね。歴史文化基本構想に関しても市町村が共同または単一で作っていただいている、都道府県がかなり主体的に取り組んでいる地域もありますが、そうじゃない地域もあると認識していて、仕組みとしては市町村が作るという形でございまして、あと都道府県においてどのくらいできるかということにも関係するのかなと思います。先ほどからも御意見ありますように、都道府県が絶対的に役割を持つということはもう明らかだということだと思っておりますが、その際に計画策定主体の中に都道府県が入るのか、それとも計画策定主体自体はあくまで基礎自治体に置いた上で都道府県の役割を考えるのかという二つがあるのかなと拝聴しておりました。いずれにしてもその際に、今回、市町村の計画に関しては、まずは域内にある文化財の状況を比較的メッシュを細かくに総合的に把握するという取組からスタートしてみようという御議論だったように思いますので、メッシュをある程度粗くして県内全域で把握するということがどういう意味合いを持ち、どういうことができ得るのかという

ことにも関連していくのではないかと思います。いずれにしても、一つの市町村がお作りになる際に、総合把握の部分が特に時間が掛かると聞いておりまして、長ければ2年ぐらい掛かってやっているところなので、この同じメッシュでやるということになると、都道府県が全域を作るとなると、それこそ大がかりな取組になりますけれども、それをどういうふうに捉えていくのか。そのときに市町村が立てていただく取組と都道府県の方でやっていただく取組というのがもしかしたら少しやはり違うような形になるのかなとも聞いていて思いましたけれども、その辺をどう考えるのかということなのかもしれないなと思います。

【齊藤委員】 済みません、歴史文化基本構想に関しては都道府県は義務が何かあるんですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ないです。

【齊藤委員】 ない。分かりました。ありがとうございます。

【植木文化戦略官】 済みません、御参考までに、歴史まちづくり法に関しては義務ではないんですけれども、法律の規定上、都道府県は計画を構想、認定された市町村に対して、この認定された計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うことができるという規定がございますので、義務ではないんですけれども、助言ができるような形に制度上なっております。

【齊藤委員】 ありがとうございます。

【金野委員】 私自身も歴文構想には関わらせていただいたので、この制度の意義というのはすごく感じているんですけれども、今資料にありましたように、10年間で相当頑張って100に達するかどうかというところでもありますので、この新しい計画制度が本当に普及するかという戦略が要ると思うんです。そういう意味で、都道府県に一定の役割を担ってもらおう。助言することができるということでは、都道府県なんかなくても良いというのと一緒にです。これは法的義務にできるかどうか知りませんが、義務的にやってもらうぐらいのことでないと、本当に日本の文化財を未来に継承していけるんですかということなんです。だから、是非やっていただきましょう。網の目を緩くして、例えば、今ある指定文化財、登録文化財だけをリスティングして、それで第1次計画をまとめればいいじゃないですか。それをどうやって守っていくか。その制度が先ほど申し上げた保全措置ですよ。気が付いたら解体されてしまったみたいなことが起きている。それを京都市さんがやったように1年前に届出しなければいけないんだったら、いろいろな主体がそれを何とか守れない

かということに取り組むことができる。建築基準法の適用除外は国交省とも連携が必要ですが、登録文化財はたしか今適用除外になっていないと思うんです。それだけでも一歩前進じゃないですか。一旦基本計画を作って、更にリスティングが進めば追加変更すればいいわけだから、そんなに難しいことではないと思います。

【山本調査会長】　そうですね。全ての自治体にやるということを目標にすれば、何らかの戦略というか、を制度の中に組み込んでおかないと、義務ではないけれども、限りなくそれに近いような、自治体が意欲が持てるような。

じゃあ、鬼頭さん。

【鬼頭委員】　歴史文化基本構想のある市のところの委員で、リスト作成とか助言とかいろいろ、委員会に入って何回か会議したことがあるんですけども、細かいことは市町村ができると思うんですが、全体的な指導とか何かは本来県がやらなきゃいけないんですけども、県に指導できる人間がいない、専門家がない。県でも、考古はいても、民俗とか美術工芸がいないところが非常に多いんです。だから、国が県に指導者をと要請するのであれば、そういう指導力のある人材を国から県へ派遣することがまず必要ではないかなと思うのです。とにかく、県は会議に出てきても最後のコメントを言うだけになってしまって、それが果たして指導になるのかどうかというようなこともあります。本来、県がもう少し県全域の文化財の基本的情報を知っていなければいけないのに、県の文化財担当者がそういうことを知らない場合もあるようです。過去に文化庁が集中調査をしたときのリストの存在の調査史などです。そういうところから、県の人員と認識を、文化財保護に対する、リストに対する責任をもう少し持つような取組を持ってもらわないと市町村は困ってしまうんです。大きいところはいいいんですけれども、専門の学芸員がいても、自分のところの考古の発掘だけでも追われてしまっているようなところもありますし、そうになっていくと、リストがなかなか、基本的な目的のリスト調査ができなくなってしまうので、そのような所へもう少し人材配置というのが本当に必要なのかなと思っております。

以上です。

【岩崎委員】　今の話は本当に大賛成で、きょう配っていただいた資料の6ページから7ページを見たときに、基本計画を作れるところが一体どのくらいあるんだろうかと正直思いました。文化財の担当者の配置の平均が出してありますが、この数字には美術館の学芸員とか埋文の技師とかまで入っていると書いてあります。基本計画を作るのは市町村の文

文化財保護の担当者で、美術館や埋文の人は基本的に関係しません。行政的な担当者の実数を出すのであれば限定する必要があるのに数字が水増しされている。さらにいえば、こうして水増しているにもかかわらず、市町村あたりの文化財担当者は物すごく少ない。美術工芸品といっても、その中身は絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、歴史資料、考古資料と、全然種類の違うものが含まれていて、村とか町のほとんどに担当者がいない、いたとしても、10の自治体を集めれば1人か2人いる程度で、しかも、その人の専門が何かと考えると、ほとんど絶望的なことになります。西村先生がおっしゃったとおり、人的なバックアップがない限り計画すら作れないところが多いことが明らかですし、権限委譲なんて、とんでもないという話しです。また、このデータの中には民俗と無形はありません。おそらく専門家が配置されていないのが実情だと思います。そういう問題をどう解決するのか。そのためには、国の体制、文化庁が専門的な知見でもってしっかりとアドバイスできるような、そういう体制を創らないと、市町村レベルでの実現はかなり難しいんじゃないかなと思いました。

【山本調査会長】 中川委員、どうぞ。

【中川委員】 私はちょっと違う印象を持っています。例えば京都府と京都市、お隣の滋賀県と滋賀県内の市町村、いずれも文化財建造物をたくさん持っていますが、そこでの文化財修復での関係を見ていると、基本的には文化財保護法の体制の中で上下のヒエラルキーはできていますよね。例えばお寺の修理なんかをするときには都道府県の文化財の担当者が主導する。修復工事を進める技術も持っているのは府県ですから。つまり、現在の文化庁の文化財の体制というのは、都道府県があって市町村があるという体制になっていると思うんです。だからこそ、逆にこの市町村による計画が立案されたんだと思うんです。つまり、市町村側でも文化財のことを扱えるような計画を立てましょうということなんだろうと私は理解しています。

そう考えた場合、権限委譲と言っているところに、私はちょっと違和感があります。現状において、国による現状変更の許可の事務の処理基準や公開に関する取扱い要項等がしっかりと示されている。それを今回、都道府県とか市町村にどこまで委譲しているかということについて、さらに小さな町村にも広げましょうと。これは権限の委譲と言えるのかどうか。つまり、事務処理の委譲のようなものではないのか。本当に市町村が自分たちで主体的に文化財を扱えるようになるんだということにするのであれば、処理基準や取扱い要項自体も市町村がある程度いじれる、つまり、私たちの町の文化財はこういうものであ

り、こういう特徴があるんだから、これの現状変更については、文化庁の指示に従うとこれはできないけれども、でもこれは必要なんじゃないかとかいう判断ができるまでする必要があるのではないか。そこまですれば、それは権限委譲と言えるんじゃないかという気がするんです。

ただし、私は個人的に余りそれはしない方がいいんじゃないかとも思います。悩ましいんですけれども、やはり日本の場合、ずっとやってきた国・文化庁による指定文化財の現状変更の判断の蓄積というのがあって、やはりそれにもとづく判断が求められると思うのです。しかしそれにしても、インセンティブの問題は重要です。つまり、市町村がこういう計画を実際に立ててくれるかということに対して、市町村がこれまでなかった一定の権限を得ることができる。そうしことがないと市町村は計画を立てる意味を見出せないのではないか。このままだと、単に事務を任されるだけという感じがどうしてもしてしまうんじゃないかと。この辺をどう考えるかだろうと思っています。

**【半田委員】** 今の御意見、私も同感するところがあって、市町村の文化財担当者の方とお話しする機会があったんですけれども、幅広にいい方向に向いていくというよりは、少ない人材の現場に仕事だけおりにくるんじゃないかという印象を持っている方が結構多いという現状があると思います。市町村単位で文化財のメッシュ細かく調査するというのは、これはあるべき姿ですし、是非こういう方向に行っていただきたいと思います。そのときに、お話にもありましたけれども、学芸員もゼロのところは非常にたくさんあります。多分データを集積するとか、それを整理していく中核的な施設としてはやはり博物館とか美術館が期待されると思うんですけれども、しかし期待されても人材がいない、スキルが蓄積されていないという状況の中では難しく、やはり大学院生の活用であるとか民間の郷土史をやっている方々のボランティアといった人材にメッシュの細かいエリアの中では協力を求めていかななくてはいけない。ただ、それで悉皆的な調査をやったリストをどういうフォーマットで、他の地域ときちっと横串が刺せるような共有ベースのデータベースを作っていけるのかといったところは、市町村のレベルじゃなくて、やはり県のレベルと国のレベルが共有フォーマットを御提供して差し上げた上で、人的な支援も含めて、市町村が、これはいいことだからやりたいねと思ったときにやれる体制をどう支援していけるのか。つまり、監督とか助言ということの先に、支援という行為がどのようにされていくのかということがないと、なかなか仕事として日常が動いていくというレベルに行かないのではないかと危惧しています。ただ、そういうふうに進んでいけば、防災の関係で

も被災地域で、お話出ましたけれども、県が把握しておかないと、市町村レベルだと、もう行政自体も被災者になってしまうわけですから、全く動けないわけですね。だから、もうちょっと広域的に調査をやったメッシュを広い範囲で見られる体制を、県も含めてきちんと防災体制の中に入れていくというようなことがリンクできれば非常にいい体制になると思います。

【原委員】 済みません。都道府県、都道府県と言われるたびに胸がドキドキしているんですけども、済みません、最初に資料の中で気付いたことを幾つかお話ししたいんですが、やはり私も岩崎先生がおっしゃったように、資料1の6ページの数字については、これをこのまま出すのはちょっといけないかなと思っているんです。というのは、文化財保護行政をやっている担当者と博物館あるいは埋蔵文化財センターにいる担当者とは全く仕事の違いがあるので、これ内訳を分けて考えなくちゃいけないかなとちょっと思っています。45.2人なんて都は一体どうなっちゃっているんだと思ったんですけども、都は4人ですから、文化財担当者は。それ以外に非常勤がいるという状況です。そうすると、その中でどういうふうに関係して実際に自治体それぞれ文化財行政をやっている人たちが何人いるのかということは基本情報としては整理しておいていただきたいなと思いました。それから、同じく7ページのところなんですけれども、記念物・埋蔵文化財と一緒にされちゃっていますけれども、天然記念物部門は都道府県に何人いらっしゃるんでしょうかね。多分東京都に私一人がいるだけなんじゃないかと、天然記念物はそう思っているぐらいなんですけれども。というのは、市町村に記念物といっても天然記念物の担当がいるなんていうのは聞いたこと、東京都はないんですね。小笠原でさえいませんので。実際には埋蔵文化財の担当と、あるいは名勝、天然記念物との違いもきちっと出された方がよろしいかなと思います。あと美術工芸品もそうです。多分この1.9人というのは文書の人たちです。実は文書の人たちは彫刻も絵画も扱えなくて困っています。市町村さんには絶対文書を読める人たちがいらっしゃるんですね。ところが、彫刻も見られなければ、工芸品なんかもってのほかですね。それで、ましてや絵画なんかは見るたびに私はもうドキドキして、「ちょっと待て」と言っていて、天然記念物出身の私でもいいから「私が触るわ」というぐらいの感じになってしまっているんで、この辺もきちっとどういう実態にあるのか、美術学芸課さんがおっしゃっていることを引き受けられる自治体は本当は少ないんです。

一番このところで危惧していたのは、今度は5ページに話を移してしまいましたが、米印の「1, 2, 3について」というところの2行目、「例えば、毀損のおそれがある場合には現状

変更等の許可はできないことや」というふうに書いてあるんですけども、この毀損のおそれがあるかどうかということを都道府県の学芸員が予測できるかというところが大きな問題なんです。実は私もこの25年の中で何回か失敗しています。実はもう胸がドキドキするんです。動かすたびに、あるいは活用ということで公開する、あるいは何らかの動かしを、というか、活用という意味で皆さんの前に、例えばなんですけれども、お祭りのときにみこしに載っけて回りたいとか、いろいろなことをおっしゃってくださるんですが、本当にそれができるかどうかということの見分けが、現場に入って何度も何度も担当の学芸員とも話し合っ、いろいろと見るんですけども、それでもやはり事故は起こってしまうときは起こるという状況がありますので、これができる学芸員が市町村さんにどれだけいるかなというのがあります。不安になるので、実は都の指定のものでさえ国の人を呼んで、「これ、どう思う？」と伺ったりということのままあることなので、東京都に近いから来てくださるんだろうけれども、京都に行っちゃったら来てくれないのかなとちょっと心配しているんですけども、そういう話もありまして、ここもちょっと気になった場所です。

それから、先ほど来、都道府県との違い、市町村さんとの違いということは、まず都は実は細かいこと分かっていません。東京都の職員はほとんど分かっていません。市町村のやはりすごく足しげく現場へ入ってくれて地道に活動してくださる学芸員のことは信頼できるんですけども、都はまず入ったときに分からないんです。だから、市町村さんの学芸員に聞いて、それでなおかつ分からなければ地元の郷土史課あるいは地元の学校の先生とかいうところにインタビューして聞いて歩いて、それでやっとその地域全体をつかんで、それでやっと皆さんに指導・助言を与えられるなんていう状況になるまでには5回10回と足しげく通って、もっとかもしれませんね。1年ぐらい掛かる場合もあります。というのは、お祭り自体を1年間見ないと分からないというときもあるので、そうなると、都道府県が本当に支援できるのかとなると実は疑問です。私も1件だけ歴史文化構想を支援したことがありますが、大変苦労しました。その自治体のことが分からなかったからなんです。分からないから、じゃあ、分かっている学芸員に聞けばいいかという、その分かっているはずの学芸員も分からないことがいっぱいあり過ぎて、そうなってくると、それを調査するというに相当な時間を掛けることになります。その中で文化庁から設定された補助金の期間の中で歴史文化構想を作るというのは本当に苦労しました。あれは本当に、今でももうちょっと、ある意味、いい歴史文化構想は多分できたとは思いますが、

自分自身の働きとしては悔いが残ることばかりが今思い出されております。そういった意味では都道府県職員もオールマイティーではないです。そここのところにもちょっと考えを及んでいただけると、ありがとうございます。

それから、町村の自治体は、町村ですね。市じゃなくて町村は人いません。きょう文化財のことをやっているけれども、あしたは体育祭のことをやっているような人たちですので、かわいそうなぐらい忙しいです。その次には今度は学校保健婦さんが新たに赴任されるので、その人たちの住まいを案内しないととかいう話で全部動いています。学校教育も含めて動いていらっしゃいますから、ちょっと自治体には人材はいらっしゃいません。それと、町村の予算の中で、それこそGNPというんでしょうか。文化に掛けられる予算というのは自治体が小さくなればなるほど、比例ではなくて、ちっちゃくなってしまいうんです。まず福祉の方とか防災の方が先に物すごくお金掛かるんです。特に小さい自治体は防災と福祉に物すごいお金掛かるので、それは全体の村町の行政で持っていらっしゃるお金の中で割合は逆に言うと増えてしまいうんですね。その中で文化財に関するお金をどれだけ回せるのか、あるいは人をどれだけ回せるのかということになると、実は私どもも町村の文化財について修理を入れようとか活用を持っていこうというときは物すごく逡巡します。町長さんや教育長さんとも話し合っ、果たしてそれで大丈夫なのか、ほかの福祉とかその辺のことが全体が回って、なおかつ町村に余裕があるのかということも含めて話し合っ、逆に言うとうちの学芸員にはストップを掛けるぐらいで、進めたいのは当然なんですけれども、ちょっと待てと。村の行政全体を見て考えようじゃないかと。どこまでできるのか考えようじゃないかというようなこともコーディネートしていく必要があるんですね。そうなってくると、都道府県の職員がいつもオールマイティーじゃないということを分かっていたいただきたいと思います。

それから一方で、先ほど半田さんがおっしゃったように、やはり都道府県としては全体を把握する情報力は持ちたいです。情報は持ってきたいです。国からの情報もいつも耳を傾けて、国がいつも何を考えているかということを一いち早く知るようには東京都は努力しているつもりですが、一方で、地方自治体が何を考えているのか、あるいは地方自治体にどういう文化財があるのかということの情報は持ってきたい。それが都の役目だろうと思っているからなんです。やはり国がどういう政策を持って動いているのかということを知りやすく自治体、それから欲しがっている人たちに説明するという機会はたくさんありますので、そこにおいては国のお考えになっていることは持ってきたい。一方で、地方自

治体の実際にどういう文化財があるのかというリスト、それからどういうふうに全体的に偏っているのか、あるいは集中しているのかというところの情報、あるいは自治体にどんな職員がいるのか、それは文化財だけじゃなくてまちづくりの方もなんですけれども、あるいは博物館の方もなんです、そういう情報は持っていたいんです。そうじゃないと、逆に言うと支援はできないと思っています。

【山本調査会長】 藤田さん、手を挙げていましたね。

【藤田委員】 資料としては非常に、職員数など調べていただいているんですけども、この村平均で0.1人という表現なんです、村にも人がいるかなという感じなんです、要するに、10者、10村があったら職員がいるのが10村のうちの一つということで、要するに10村があったら九つは誰もいないということなんです。だから、この0.1人というのは人がいそうな雰囲気だけはぼーっと見えるんですけども、結局はどこにもほとんど人がいないというデータをお示しいただいたような気がいたします。

それからもう1点は権限委譲ですけども、やはりこれは、例えば余りそれを担当できる人がいないのに、許認可みたいなことの事務を委譲というか、さっきもお話があったんですけども、何かやれと言われていたような感じがあって、本来の行政権限の委譲とはちょっと違うんじゃないかと。逆に言うと、こういう重要な文化財を何か動かすときに、余り地元で権限を委譲してしまうと、地元のいろいろな方から担当者が追い詰められるというような逆の効果もあるんじゃないかと思っておりますので、何かいいことであればほとんど権限委譲してもいいんですけども、押さえなきゃいけないときに、おまえのところには権限があるんだろうと言われてしまうと、かえって、それでなくても少ない職員の皆さんがえらい責任だけ負わされるというような危惧を感じた次第でありますので、是非その辺はよく検討していただきたいと思っております。

【山本調査会長】 いろいろ御意見いただいたんですけども、基本計画を各自治体、基礎自治体で持つことは重要であるということはお互いみんな確認していると。あるいはその中でそれを実現していくためには都道府県の役割とかいうことも非常に重要であると。この調査会の調査事項に、文化財を確実に継承するための環境整備という項目がありますので、とにかくそういうことを実現することを担保する体制はいかにあるべきかということ、私聞いていて、市町村、都道府県だけでなく文化庁の機能も、国の要するに機能もちゃんとやはり充実させるということも含めて考えないと、文化庁が責任逃れして市町村にばかり責任をかぶせているということを我々が議論しているというんじゃないかな

ので、正に国策というか、国策の非常に重要なテーマとして掲げているわけですので、それぞれのレベルの機能強化をちゃんとやるということを中間まとめではもっとしっかり書く必要があるんじゃないかと思imasので、例えば中間まとめでは、それぞれ推進すべき施策というところに、その他推進すべき施策のところに体制が出てくるんですけども、必須のところではやはり体制整備のことを入れる必要があるんじゃないかなと。そして、それぞれの各級のレベルの役割と体制の充実というものを我々自身が書く必要があるんじゃないかと思いますが、そのあたりどうでしょうかね。

【西村委員】 賛成です。それともう一つはやはり、権限委譲の話と、それから支援措置の話、セットで考えないと、権限委譲だけのことをやられると今のような、受け取り側としては被害者意識ばかりが働くんじゃないかと思うんです。それからもう一つ、どうも議論が抽象的になっているので、私思うんですけども、ここでいう基本計画は幾つか、じゃあどういう具体的な作業があるのか考えたら、例えば建造物を中心にやるようなところとか、もう少し美術工芸品をベースでやるような作業、それから無形文化財、それから民俗文化財でどういう作業があるのかと、それはもう現実に今まで歴史文化基本構想が幾つかあるわけだから、作業のイメージが幾つかあると思うんです。それは都市型とか農村型である程度分かるんじゃないかと。特に今問題になっているのは農村型のところで、恐らくは民俗文化財や、そしてお祭りとかそういうところは非常に豊かで、ですから、そういう作業があり得ると。それが具体的に基本計画の中でどういうスタイルの作業があつて、それに市町村がやらないといけないこと、ひょっとしてそういうものであると県の方もある程度応援ができる部分もあるかもしれないと思うんです。何か具体的な基本計画の中身とここで考えている話は多少連動していると思うので、そこなしで基本計画を純粋な何か、抽象的な議論をやっているとなかなかイメージが湧かないんじゃないかなと思うんです。せっかく今まで六十幾つでしたっけ。基本構想がまとめられているので、例えば町村だとかどうだとか、今、毎週のように計画していて、追加の作業をお願いするのは大変心苦しいんですけども、もう少し具体的なイメージが湧くようなものがあると、この議論が実質的になるんじゃないかという気が若干します。

【山本調査会長】 記載事項というより、フォーマットみたいなものができれば。

じゃあ、簡潔に、原田さんと金野さんと。

【原田委員】 今、具体的なことということで、今までの経験から私が思ったことをちょっとお話ししたいと思うんですけども、きょうこの基本計画・構想を見て、まず具体的な

メリットということが気になっていたんですけれども、やはり小さい地方の団体では文化財に対する意識が低いというのは事実です。先ほどの福祉だとかそちらの方にお金が行くということは正に紛れもないことであって、やはり文化財行政の方にお金が回らないということが事実で、それから、具体的なということでもちょっと気になっているんですけれども、私自身、これまで幾つか、県とか市の文化財審議会をかなりの数こなしてきました。実際に会議の場に出ると、隣、周りに座っている人は知人ばかりです。東京都、千葉県、いろいろな市もやって県もやってきましたけれども、みんな知っている人が入れ替わり立ち替わりいろいろなところをやっていると、いわゆるマンパワーの不足ということも確かに言えることだと思います。さりとて、物の分かる、有形文化財にしても無形文化財にしても、それらの文化財を理解できる、大学がそれこそ余りないということも事実なんですけれども、卒業した人あるいは県の学芸員になった人を活用する場がないということ。特に県の場合は県の職員が文化財審議会の委員になるということとはございませんので、確かに審議会に参加しなくてもいいわけなんですけれども、やはり調査とかそういうところにはそういう人たちをもっともっと活用する。それぞれの地域団体の人たちが、自分のところにいい人材がいるのに、それを活用していない場合もかなり目立ちますので、やはりこれから先はマンパワーということで、どういう人がどういう専門を持っているというような情報もやはり国として、文化庁も完璧ではないと思いますけれども、文化庁自体も作品の購入であるとか指定であるとかなさっていますから、そういう人材というのでもやはりリスト、あるいはリストを作ってそれを具体的に地方にも紹介するというようなことをしていかないと、これから先、そういう作品であるとか文化財を理解、正しく評価できる人というのはどんどん少なくなっているような気がしますので、そういったマンパワーのいわゆるデータベース化というのでもこれからは考えてみる必要があるのではないかなと私は考えています。

【山本調査会長】      ありがとうございました。

金野さん、最後に。

【金野委員】      権限委譲に関して、この資料は、基本計画を市が作る、それを国が認定した、そこに体制のことも書いてあって、その権限はその市町村に委譲してもいいよという組立てですよ。そういう理解でいいですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】      そうです。必要な事務体制があること、そして自らも権限委譲を希望している場合に、基本計画の中に自分たちの事務体制等々、必要事項を記載

していただくということです。

【金野委員】　そうですね。それを国がよしとしてなので、権限委譲を押し付けようとしているのではないと思うんです。ポジティブに自らそういう文化財を自分たちでやりたいという積極的な自治体に権限を委譲しようという話なので、それはすごくいいと思うんです。それより、現行では、ある一定のルールの下に、これは政令市まで、これは一般市までと一律にしていることの方が何か違和感がありまして、だから、県でベーシックにやった上で、やる気のあるところは私たちはこういうものも文化財にして、こういう体制できっちり保存・活用していきたいというものを国が認定されて、権限をばさっと委譲してしまうという2段階のやり方がいいんじゃないかなと。だから、権限委譲をポジティブに捉えるような制度設計がいいんじゃないかなと思います。

【山本調査会長】　ありがとうございました。いろいろ議論が白熱しまして、宿題も本当に3連休にこれをこなしてもらおうと、ちょっと過労死が生じるとよくないので、議論としてはまだこの件は続くわけですので、少しこの趣旨が実現できるような中身にしていきたいと思います。

それでは続きまして、移管の問題についての御説明、よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】　そうしましたら、資料の5番を御覧いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。資料の5番が、地方公共団体における文化財保護事務の所管についてということでございます。

一番最初、まず中間まとめでの記載を記載させていただきました。抜粋させていただいております。今、その他推進すべき施策という中の(1)番に入っております。項目名を先ほど変えた方がいいという御意見もありましたが、その中に現状としては入っております。地方公共団体の体制充実で、下線部ですけれども、文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点（専門的・技術的判断の確保等）を十分に勘案して検討することが必要である。脚注に過去の平成25年の報告書の中、四つの要請として挙げられている事項について御紹介しております。

参考としまして、平成29年度の地方分権提案募集の動向で、以前も御紹介させていただ

きましたけれども、政府の中で平成26年度から、地方公共団体に対して提案を募集して、その上で事務や権限の委譲、地方に対する規制の緩和ということを行っていくといったような仕組みがございます。平成29年度の提案募集の中で、鳥取県、山口県、徳島県及び大分県から、「文化財保護に関する事務の所管」について、教育委員会と首長部局の選択を可能とするような制度改正を求めるような御提案がなされたところでございます。

次のページに行ってくださいまして、また現行制度の概要について御説明いたします。現状、地方公共団体における文化財保護に関する事務につきましては、教育委員会において管理・執行いただいているところです。これは法律に規定がございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。ちょっと長い法律ですので、地方教育行政法と略称いたします。ただし、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部につきましては、首長部局に委任若しくは補助執行させることができるという、これは教育委員会に関する制度だけではなくて、一般的な制度、仕組みとして地方自治法の中で規定がございまして、少し条文を見ていただきますと、地方教育行政法の中では、第二十一条が教育委員会の職務権限でございまして、十四と漢字で書いてありますけれども、それが文化財の保護に関すること。長の職務権限の中には、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること、こういったことが入っております。職務権限の特例として、第二十三条ですが、下線部、条例の定めるところによりまして、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれかまたは全てを管理・執行することができることとしまして、一つ目がスポーツ、二つ目が文化に関すること。この文化に関することの中に、文化財の保護に関することを除くというふうにしておりますので、この職務権限の特例第二十三条につきましては文化財保護に関しては除かれているという形になっております。その下は地方自治法の補助執行、事務委任の規定を引いております。

参考というところでは平成19年の法改正について記載しておりまして、今見ていただきました第二十三条、スポーツ、文化に関しては職務権限の特例が設けられておりますけれども、これは平成19年の地方教育行政法の改正によるものでございます。スポーツ・文化行政につきましては、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政と併せて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、事務の所掌の弾力化が図られたというものでございます。

3ページを御覧いただきまして、3ポツというところです。まず平成25年度における議論ということで、これに関しましては資料の6番を添付しております。資料の6番、少し御紹

介させていただきますけれども、これは平成25年度に「今後の文化財保護行政の在り方について」ということで検討が行われたものでございまして、平成25年度、このときちょうど教育委員会制度、どのような見直しをするかということで中央教育審議会においても議論が行われておりまして、それに並行しまして文化審議会でも議論が行われていたものです。この際に教育委員会制度自体に改変が加えられるということが想定されておりましたので、では教育委員会の仕組みの中で事務を管理・執行している文化財部分はどのようにしていくべきかという検討が行われたというものです。ですので、文化財保護行政上の要請というところで、どの時代も変わらずに文化財保護行政を行っていくに当たって求められるものは何かという観点で審議が、まず検討が行われまして、その際に、今般の教育委員会制度の改革、これは平成25年度のことですけれども、どのような形になったとしても、次の四つの要請というのは十分に勘案して担保していくことが必要であるということで四つの要請が出てまいります。

一つ目が専門的・技術的判断の確保。また、この中身としては専門性といったことが重要、また技術的な判断ということにのっとり行われる必要があるということでございます。

二つ目が政治的中立性、継続性・安定性の確保ですけれども、また指定等、それから指定の解除、こういったことを事務をやっていくに当たって政治的中立性の確保が強く求められること、また継続的・安定的に業務を継続していくといったようなことが必要となるということがこの中に書かれております。

2ページ目に行っていただきまして、開発行為との均衡ということですが、専門的・技術的判断が実際の運用においても担保されるように、開発行為との均衡が図られるような仕組みが必要であるという形が記載されています。ただし、単純な二項対立の関係としてのみ捉えるべきではないことに留意すべきという記載もあります。

また、学校教育、社会教育との連携というところでも、文化財についての正しい理解を深め、尊重する態度を育んでいく、このような際には学校教育、社会教育と一体となって事務に取り組んでいく必要があるといったこととなります。

その後ろで、また、現行制度に対する意見ということで、実はこのときにも文化財保護行政に関する現行制度に関してもいろいろと御検討を加えていただいております。いろいろな意見が出ているということでございます。その際にも、様々なことが書いてありますけれども、文化財保護行政では専門的・中立的な観点というのが必要であるといったよ

うなことが書いてございます。その上で、単に「現状維持」することを無条件に良しとすることではなくて、今後の時代の要請の変化なども踏まえながら、様々な部局との連携、情報共有、こういったものもやっていく必要があるのではないかとといったようなことや、地方文化財保護審議会についての権限の強化、小規模な自治体の専門性の職員の担保、こういったことも検討がされておりました。

その後ろ、4ページ以下に関しても、中長期的な観点から検討すべき課題として、他の行政部局との連携であるとか、国・地方における権限の見直し、小規模自治体への支援、専門的な人材を継続的に確保するための方策、こういったことが話題になっていたというものでございます。

では、今の資料のものと見ていただいております資料の5番にお戻りいただけますでしょうか。資料の5、ページ番号は3ページ、3ポツの平成25年度における議論というところまで見ていただいております。

続きまして4番ですが、第8回企画調査会、済みません、この企画調査会でございますけれども、地方公共団体の方々をお呼びしましてヒアリングを行いました。その際のこの件に関する御意見の概要を少しここに書き起こしております。一番上は太宰府市でございましたけれども、教育委員会・首長部局のいずれでも対応可能と思われるが、いずれが所管したとしても、自らの地域においてしっかりと議論した上で保護を進めていくことが重要であるということ、文化財の教育的側面の重要性に鑑み、両者ができるだけ連携できるような場所が必要ではないかということの御指摘がありました。萩市からは、所管を自治体の判断で選択制とすることは賛成。その際、継続性等を担保する方策として、地方文化財保護審議会を必置とすることや、市町村が策定する基本計画に記載された事項を国へ事後報告・年次報告するといった仕組みも考えられるのではないかとといった具体的な御提案もございました。また、鳥取県でございますけれども、これは鳥取県はもともと今回の地方分権の提案募集での提案団体でもいらっしゃいますので、所管を自治体の判断により選択的に実施することを可能としていただきたいというような御意見がありまして、現行の事務委任・補助執行だと、責任の所在が明確でないことや、意思決定に時間を要することといったような課題があること。移管によって、教育の視点のみならず、地域振興、観光振興の視点から、首長が所管する施策と一体となった施策展開がより効果的・効率的になるということ。また、保存なくして活用はなく、一元的な首長の指揮の下で、文化財と地域振興等を総合的に連携して進め、保存の担い手も確保できるというようなメリットもあ

るのではないか。専門性、継続性を担保する方策としては、地方文化財保護審議会のような専門機関等の必置や、専門的知識を有する方の職員の配置を必置とすることが考えられるといったような御意見でございました。

方向性のたたき台ということで作りましたけれども、文化財保護に関する事務については、今後とも、教育委員会が所管することを基本とするべきである。ただし、まちづくり等に関する事務との関連を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、専門的・技術的判断の確保、政治的中立性、継続性・安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携といった四つの要請への対応が担保される状況を自治体において整えた上で、例えば開発行為との均衡というテーマの中で埋蔵文化財というテーマで考えれば、埋蔵文化財保護の体制整備、運用確保といったようなことですか、学校教育や社会教育との連携というテーマの中では教育委員会との連携方策を確保していくといったようなことだと思いますけれども、こういったことを整えた上で、地方文化財保護審議会を必ず置くということも条件にして、その上で条例によって、地方公共団体の長の下での事務の執行・管理も可能とするという方向性のたたき台を作ってみました。

また、4ページからは基礎データということでございまして、先ほどと同様でございますが、済みません、先ほどの資料も国の方で水増しするということでは決してなくて、どんなに人が少なくても頑張っているかということを立てようとして一応データ集めをしております。まだ全体集計はできておりませんが、関連する部分だけまたかいつまんでここに載せさせていただきます。事務委任や補助執行している割合を上で書いておりますけれども、これは都道府県だとこのぐらいのパーセンテージ、政令指定都市だと、少し、補助執行に関しては半分ぐらいがやっているという形です。それから、中核市に関しては補助執行が4分の1ぐらいというような状況でございます。この中には補助執行・事務委任、一部の事務だけお任せして、例えば人事とか予算の執行とか、そういったことだけお任せしているという場合もありますし、もう文化財保護課のような名称で首長部局の下に置いて事務をやっているという場合もあって、少し様々なものが混在しているというようなデータではあります。

また、教育委員会以外で事務を行っている地方公共団体において、文化財保護の御担当がどこに置かれているかということの傾向ということで、これに関しては少し事務局で、組織上、文化財保護の所管課が教育委員会以外に置かれている自治体について、部局のお

名前を拝見させていただいて推計させていただいたもので、厳密でないところもあるかと思えますけれども、御参考までに御紹介いたしますと、例えば市民文化部ですとか文化スポーツ部のような名称の中に置かれているというところが大体8割で、恐らく平成19年に文化が移せるという形になっておりますので、市民文化とか文化スポーツ、こういったものの中でともにやっているということなのではないかと思料するところです。また、例えばまちづくり推進部であるとか都市整備部などといったような形で景観やまちづくり関係部局の下ではないかと思われるのが大体1割、また市民協働部であるとか市民生活部のような、市民と生涯学習といったような部局の中でというところが大体1割ぐらいなのかなというところでございます。また、教育委員会以外で文化財保護に係る事務を執行・管理している理由を聞いておりますけれども、それも多様な理由で、本当にそれぞれの自治体の考え方に依拠してかなり多様でございましたが、例えば一つ目は、知事部局において所管する施設と教育委員会が所管する施設、これを一体的に行うことでサービスの向上と地域文化の発展・向上につなげたいであるとか、文化資源の活用に係る行政施策と研究、展示機能、こういったものの連携を強化したいといったようなもの。また、創造都市というテーマで推進して、そのための部局を特設しているので、創造都市の理念に基づいて文化財の担当も一緒に仕事をしているといったようなもの。また、町並み保存を核にまちづくりを進めようということで、町長部局の中に企画部門として立ち上げたんだけど、その後、文化財に関する仕事とかなり密接なので文化財の分野もこちらの同じ部局の中に入れたと。本当にいろいろな御意見があったということで、これはあくまで一例ということでございます。

その下も一例としてデータとして集めているものでございますので、御参考ということでございます。

以上です。

**【山本調査会長】** この件は中教審の総会で、中教審のワーキングというか、この件を扱う小委員会が作られて、亀井先生に入っているということでもあります。25年の議論は、要するに教育委員会を廃止するかどうかというA案、B案というのが出て、かなりシリアスな状況の中でこのレポートをまとめていただいて、25年のレポートはまとまっていると思いますので、原案はこれを踏襲した形で我々の見解をまとめてはどうかという原案でございますが、私も25年のときは社会教育、生涯学習分科会で同じ問題を議論して、大体こういう線で処理しておりますし、その後、総合教育会議というのが、首長主導の連

絡調整の会議が始まっていて、これも一応成果を上げているように私は思っていますが、そういうのを踏まえてこの件を議論していただけたらと思います。どうでしょうか。御意見が特段にございましたら。

【亀井委員】 ちょっと確認ですけれども、鳥取県さんがこの間ヒアリングしたときに、権限委譲、それから事務委任であると、責任の所在が曖昧であるということが懸念されるということ。それは本当なんですかね。文化庁はどのようにお考えでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 鳥取県さんの御意見としてあった責任の所在がということですが、私どもも今、その調査の結果、猛烈な量のものを取りまとめている中でも、実は一部、責任の所在という言葉は出てくる声としてはあるんです。それがなぜあるかというと、文化財の保護の本当に具体的な重要な部分の権限は教育委員会の中でやっているけれども、文化財保護課は首長部局の中にあるということで、二つあって、最終的な決定権限は、例えば補助執行であれば教育委員会の中でやらなければいけないので、決裁はそっちで回すし、そっちが決定権限を持っているんだけど、実際に頭脳となり手足となり具体的な業務が発生するのは文化財保護課の中になるので、そこは少し二重になるといったようなことで、誰が何を決めているんだろうか、責任の所在は果たしてどっちなんだろうかというような、声としてはそういったような声は見たことがございます。

【山本調査会長】 はい、どうぞ。

【半田委員】 博物館の立場でちょっと発言させていただきたいんですけれども、この地方教育行政法との関係では、今回ずっと議論されている文化財の保存と活用というところで博物館、美術館が非常に大きな役割を担っているということは認識した上で考えてみると、博物館法については平成20年に改正されていますけれども、登録制度自体が自治体の教育委員会が設置する博物館のみ登録博物館の対象として認められるという点については改革されずに、国会での附帯決議も付いたんですけれども、その後の検討がなされていないという中で、原田さんの御出身の東京国立博物館も登録博物館ではなくて博物館相当施設として位置付けるしかないということなんです。ということは、文化財の保護と活用を担っていく博物館というものが文化財保護法と横串が刺さるように建設的な運営制度というものがどのように法的に担保されればいいのかという観点から見ると、博物館法の改正も喫緊の課題の一つだと思うわけです。その中で登録博物館の役割を考えていくと、先ほどの文化財の保存と活用という観点から考えれば、都道府県と市町村との関係と同じように、博物館としても国立の役割と都道府県立の役割と市町村立の役割というのがマンパ

ワ一的にも技術的にもちゃんと位置付けられて、お互いをサポートできる体制としての登録制度がこれから考えられていかないと、なかなか文化財保護の御議論と一緒に育てていくことが難しいと思うんです。その中では地教行法の関係ももちろんありますので、その辺も是非切り離さずに今回の見直しの中に入れていただきたいと思います。

【山本調査会長】      ありがとうございました。

【岩崎委員】      委員の中に埋文の方がいらっしゃらないので、中間まとめに対して考古の方がどんな意見を持っているかを聞いてきたので御紹介します。一番心配されているのが、首長部局に移るということでした。現在でも、新しい遺跡が見つかって開発のために破壊されるというようなことは起こっている、残しておけば文化資源として活用できるような遺跡が、現在は教育委員会とある種の緊張関係の下で保護され、活用されるというような道が曲がりなりにも開かれている、そういうバランスが、首長部局に移ってしまうと、とれなくなり、更に破壊が進んでしまうんじゃないか、ということを実際に心配されていました。これに関わり、首長部局への移管に関して、事務局案では、文化財保護審議会の設置が条件とされていますが、私の経験では、審議会にそれほど強い権限はないという印象です。諮問機関であって、首長から諮問され、しかもそれは指定に関わる事柄に限られていて、その自治体の文化財行政全体を議論することはありません。文化財保護審議会を必ず置くことが条件たり得るのかどうかについては、委員の先生方の経験を踏まえて議論すべきだと思います。

【山本調査会長】      文化財審議会の機能を高める。博物館の機能の話は今、重要さは出ましたけれども。

【亀井委員】      済みません、基本的なところですけども、文化財保護審議会というのは、諮問を受けたから、それについて審議するだけじゃなくて、多分政策的な建議をする権利も有しているんじゃないかと思います。国の場合にはたしかあったと思います。地方の方は必置でないからそういうことをうたっていないのかもしれませんが。ただ、これを必置にするということは、そういうこともうたい込んで、積極的に、時には首長と対立することもあり得ると、強い権限を持つ、発言力を持つような制度改正になればいいという条件だと思います。

【鬼頭委員】      文化財保護審議会の委員ですけども、所によっては、保護のいろいろな提案とかを言う資格が文化財保護審議会の委員にはないと言われました。そのため指定だけを判断をしろというところもあるので、文化財保護審議会の委員の発言力の整備をし

ていただくと、もう少し文化財保護に対していろいろ意見が言えるのではないかなということもあると思いました。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今、半ば御質問に近いものが出ましたので、文化財保護法上、地方文化財保護審議会の規定ぶりについて御紹介させていただきます。実は地方文化財保護審議会は文化財保護法上でも明確に書かれておりまして、190条で「都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財保護審議会を置くことができる」という規定になっております。その具体的な中身としましては、「地方文化財保護審議会は、都道府県または市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県または市町村の教育委員会に建議する」となっております。第3項で「地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める」というような規定ぶりが現行の規定ぶりになっております。

【山本調査会長】 じゃあ、諮問に応じというのが前提ですね。私は社会教育委員というのをいろいろなところでやってきましたけれども、これは諮問だけじゃなくて、自ら調査し建議することができるということなので、ちょっと取扱いは違うわけですね。

【菅野伝統文化課課長補佐】 済みません、ちょっと読み上げたのであれなんですけれども、一応これらの事項というのが都道府県、市町村の文化財の保存及び活用に関する重要事項に関して市町村の教育委員会に建議するということなので、建議自体は一応現行の中ではあるんですが、ただ実際にそれがかなり機能を強化していく必要があるということはあるのかもしれない。

【鬼頭委員】 人によっては提案もできないということで大分怒られた委員の方もいらっしゃるって、最後、10年の期間のところもあるので、その最後のときの遺言としてこれだけは言っておきたいという方もいらっしゃるというのが実情です。

【山本調査会長】 こういう趣旨に照らして、文化財審議会の機能を高めるということも含めて、重要なんだということを亀井委員、意見の中では言っていたことも重要かもしれません。

ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

【金野委員】 西村先生に聞いたらいいのか、村上さんに聞いたらいいのか。ヨーロッパでは文化財に関する行政は都市計画部局でやっていると聞いたことがあるんですが、そうなんですか。

【西村委員】 国による。国によっては。

【金野委員】 そうですか。

【西村委員】 国にかなりよると思います。ただ、文化財は文化財の部局があるんですけども、都市計画の方に文化財の情報が必ず参照されて、それをきちんと執行しないとイケないというふうな規定になっているところが多いと思います。

【金野委員】 ありがとうございます。

【村上研究官】 それから、日本のように無形の文化財まで広げてきちっとしている国というのは少ないと思っていますので、だから、有形の物件のある一定の方に偏っている部分が多少あるので、どちらが公平に見ているかというのはもうちょっと引いて見た方がいいかなと感じます。

【金野委員】 はい。私はどちらかというところ、ヨーロッパがこうだからこうだと言うつもりではなくて、今の日本の状況でいうと、文化財は教育委員会部局で見るべきではないかなと逆に思うんです。資料6を見ると、当時こういう議論だということですが、開発行為との均衡とあるじゃないですか。私どもがやっている文化財、未指定のものも含む文化財の活用というのは開発行為なんです。そこにある廃墟を使えるように開発して、そこにテナントを入れて活用するという事なので、分散型の開発という言い方をしているんです。文化財も開発できるんだということです。そういう時代が来て、この議論をしている。だから、そもそも文化財の保護という概念、保護の概念が今大きく変わろうとしていて、それを再定義しようという話なんだから、文化庁、教育委員会ラインで、活用もちゃんとやっていく、開発もちゃんとやっていく、そのための予算もとっていくということで良いのではないかな。同じ人がしないとだめだと思います。保存は教育委員会がやっていて、活用はまちづくり部局がやっていて、市の中できちんと調整しているというのは、良い姿のようですけども、実はうまくいきません。同じ部局が文化財を大切にしながら、それをちゃんと開発、活用するんだというような仕組みではないかなと思います。

【山本調査会長】 どうぞ、半田さん。

【半田委員】 大体方向性はそうなのかなと思っていますんですけども、私もちょっと今、都道府県で新しい施設を作るときの基本構想とか基本計画のお手伝いをしている中で、きょうの議題ではなくて次の議題かと思うんですけども、民間とどういうふうに協業していくのかというところで、博物館、美術館もPPPとかPFIとか、そういう民間のノウハウ、事業能力を積極的に取り入れるという流れがぐっと来ています。こうした流れに対して博

博物館の現場が非常に懸念を持って、それでいいのかということを考えている状況がある中で、知事部局等に博物館、美術館の全ての権限というか、所管が移っていくことに対する不安があるのもあります。今の話じゃないですけども、開発とか活用だけの事業化に向いていくのではないかと不安がある中で、そこに教育委員会とか学校教育との連携をはじめ、博物館、美術館の運営をきちっと考えていくためにどういうふうに連携をとっていくのかという視点で、私は全部をどこかが担うということではなくて、博物館が総合的に持っている社会的役割に応じて教育委員会も関与して、活性化というところで首長さんが積極的に事業展開するという部分とうまくコラボしていくということが大事なのかなと思っています。

【山本調査会長】 よろしいでしょうかね。次回ももう1回、10日に議論しまして、それから18日が亀井先生が中教審の小委員会でレクしていただくということですので、来週10日も議論、会議設定されておりますので。私自身は、教育委員会制度を変えて総合教育会議というのを作って、首長のイニシアチブも明示されたところで今運用していますので、それをしっかりやっていただいた上でどうするかということをもっと落ちついて考えた方がいいんじゃないかとも思っておりますが、きょういろいろ御議論いただいたので、それをまとめて次回少し議論させていただきたいと思います。それでは、きょういろいろ、前半の議論も含めまして、まだ言い足りないことがございましたら、また事務局にお届けいただきたいと思っております。本日の議論はとりあえずこれにて終了させていただきたいと思っております。

事務局、よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日はありがとうございました。済みません。資料7だけ御紹介しそびれてしまいましたので、軽く触れさせていただきます。今回の文化財保護の所管の関係なんですけれども、文化財に関する制度の重要な部分であるとともに、教育委員会制度に関するものでもありますので、文化審議会での検討だけではなくて、中央教育審議会でも御検討いただく必要がございます。先般、文化審議会の我々の方で取りまとめた中間まとめがありますけれども、これを踏まえまして、中央教育審議会の中でも本件について取り扱うための部会が9月28日に設置されたところでございます。これが10月中ないしは11月中、このぐらいに動いていくということでございますので、まずは文化審議会の方で文化財を担当しているという立場からどういったような在り方があるかといったようなことを検討することが必要だという状況でございます。

本日はどうもありがとうございました。まず、次の会議の御連絡でございますけれども、10月10日、来週の火曜日でございます。午前10時から12時30分まで、場所は本日と同じく、ここ東館3階第1特別会議室で開催させていただく予定でございます。毎回参加いただきまして、どうもありがとうございます。10月も何回かありますので、お願いいたします。

また、今回から参考資料をファイル形式で机上配布という形で配布させていただいております。もしお持ち帰りいただく場合は次もお持ちいただければと思いますし、このまま置いておいていただければ私どもの方で次回も用意させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の詳細につきましては、追ってメールの方で御連絡させていただきます。

本日はありがとうございました。

**【山本調査会長】** それでは、終わらせていただきます。また来週お会いしましょう。

— 了 —